

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

1 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

対 象 者：0歳6カ月から3歳未満の保育所等に通っていないこども
 実 施 場 所：保育所、認定こども園、地域型保育事業所 等
 利用可能時間：月10時間まで（予定）
 利 用 料：1時間あたり300円程度

※一時預かり事業との相違点は、「子どもの育ちの応援」に主眼を置いていること

2 制度の意義

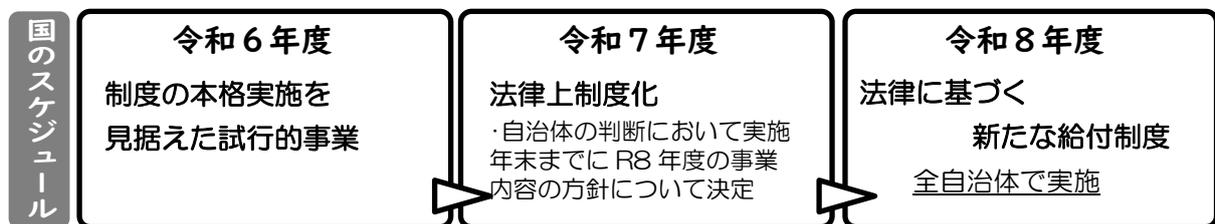
【子どもにとって】

- ・家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得られる
 →ものや人への関心・興味が広がり、成長が期待される

【保護者にとって】

- ・専門的な知識や技術を持つ人との関わる機会を得られる
 →孤立感や不安感、負担感の解消が期待される

3 今後の予定



《本市のスケジュール（予定）》

- ・R7.7月 事業者説明会/認可申請希望調査
- ・R7.12月まで 認可基準策定/条例制定
- ・R8.1 認可申請受付締切（8年度当初実施分）
- ・R8.2頃 子ども・子育て会議にて意見聴取
認可/職員研修/広報・HP掲載
- ・R8.4 事業開始